

# 令和2年度田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付要綱

令和2年 4月 1日  
訓令第 22 号

## (目的)

第1条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、田子町内に居住して、町外の職場に継続的に通勤する定住、移住者に対して通勤費用の一部を助成することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 通勤

主たる又は常態的な勤務地、勤務場所が田子町外にあって、勤務のために居住する田子町内から勤務地、勤務場所に日常的に移動し、かつ帰宅することであって、勤務地、勤務場周辺に宿所が有り週末又は休日等にのみ移動、帰宅するもの等は含まない。また、勤務地、勤務場所については、勤務先からの証明書等で確認できるものでなければならない。なお、勤務先から通勤又は交通費等の手当を支給されているか否かは問わない。

### (2) 継続的な就労

転職及び新規開業等をした場合も含み、令和2年1月から12月までの間に9ヶ月以上の勤務の実態があり、以下に掲げる区分毎にその条件を満たし勤務の場所及び期間を証することができるものをいう。ただし、学校卒業等による新規就労者については、4月から12月までの間に7ヶ月以上の勤務実態があれば継続的に就労したものと見なす。なお、産休(産前・産後休暇)は就労として扱うが、育児休業及び介護休暇並びに休職は就労しているとみなさない。また、勤務の業種、業態、就労内容、勤務場所については問わないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業及び町長が公序良俗に反する理由から不相当と認める事業を営む者又はその事業に従事する場合は就労から除くものとする。

#### ア 自営業者・個人事業主等

自営業者又は個人事業主等にあつては、労働者災害補償保険の特別加入がなされていること又はそれに準ずる公的労働保険制度に加入していること。

#### イ 就労者・雇用者等

就労者・雇用者等にあつては、所定労働時間が1週間20時間以上かつ1ヶ月80時間以上であつて、雇用保険被保険者となっていること。また、公務員においては退

職手当の対象者であること。

(3) 18歳までの子ども

令和3年1月1日現在で、18歳以下の就労をしていない高校生までの子ども又は養護学校、施設等に入所の子どもをいう。ただし、高校生については青森県立田子高等学校に在学中の子どものみとする。

(交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者で第2項に掲げる勤務及び第3項に掲げる年齢条件を満たしている者とする。

(1) 令和2年4月1日現在、田子町に住民登録を行い、かつ、継続的な田子町での居住の実態があり、通勤をしていた者。

(2) 勤務先から給与所得の源泉徴収票の交付を受けていること又は申請人が所得の確定申告を行っていること。

(3) 申請人が田子町の全ての公租公課を助成の申請日において滞納していないこと。

(4) 申請人の扶養の状況及び公租公課の納付情報を調査すること並びに勤務地及び勤務期間の把握のために必要な場合、就業先から勤務地の証明書、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し等を提出させることに同意できること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 定住者・移住者として、町や関係団体が実施する定住・移住を推進する事業、定住・移住者同士の交流及び定住・移住者に対する調査等に協力できること。

2 通勤している田子町外の就労場所で令和2年1月から12月までの1年間において継続的な就労を行った者。

3 令和3年1月1日現在50歳未満の者。ただし、田子町内在住の18歳までの子どもを扶養する者にあつては、年齢を問わずその対象とする。

(助成金の額)

第4条 町長は、助成対象者から助成金の交付申請があつた場合、次の各号により助成するものとする。

(1) 年額30,000円。ただし、学校卒業等による新規就労者であつて、4月から12月までに継続的な就労をした者については、年額25,000円とする。

(2) 令和3年1月1日現在で、町内に在住する18歳までの子どもを扶養する者は年額40,000円。なお、養護学校、施設等に入所の身体障害者手帳(愛護手帳を含む。)を持つ子どもについては、町外に在住しても田子町内に在住しているとみなすものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付申請兼請求書(様式第1号)に給与所得の源泉徴収票又は所得税の確定申告書の写し及び就労状況等証明書(様式第2号)並びに申請日における申請人の田子町の完納証明書(様式第3号)を添付して、令和3年2月12日までに町長に提出しなければならない。ただし、必要な税務申告や諸証明の取得に日数を要する場合にあつて町長が特段に必要と認めるときは、この提出期限を2月末日まで延長して交付申請することができるものとする。なお、雇用の状況及び勤務期間等の証明のため、町長が必要と認めるときは、雇用保険被保険者証又は雇

保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写しを提出するものとする。

2 青森県立田子高等学校在学中の子どもを扶養する場合は、前項の交付申請書に併せて在学証明書を添付しなければならない。

(交付決定及び交付)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、助成対象に適合していると認められたときは、これを決定し、田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付決定通知書(様式第4号)を、適合しない場合は、その理由を明記した田子町定住移住促進通勤支援事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)を、当該申請者に交付するものとする。

2 前項の規定による決定通知書を交付した場合は、交付決定した日から40日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付申請者が、虚偽等により不当に助成金の交付を受けた場合は、助成金の全額の返還を命ずるものとする。

(他の助成等との重複交付)

第8条 本要綱による支援事業助成金の交付については、他の移住定住促進対策、子育て支援対策、就労支援対策等の助成金等との重複交付を妨げないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 平成31年度田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付要綱(平成31年4月1日訓令第5号)は廃止する。